

破毀院 ch. civ 1 2017 年 7 月 6 日判決

SFR らの Google France らに対する上告取下げを確認する。

Free らの Google France らに対する上告取下げを確認する。

原審パリ控訴院 2016 年 3 月 15 日によれば、次の事実が確認される。“WWW. ~”など 4 件のアドレスにアクセス可能なサイトは、インターネットユーザーに対し、侵害コンテンツヘストリーミングまたはダウンロードによりアクセスする可能性を与えているので、映画プロデューサー協会らは、本件サイトのブロッキングおよび検索結果非表示の措置の仮処分を求め、知的財産法典 336-2 条に基づき、SFR その他の ISP を裁判所に召喚する一方、Google France ら検索エンジンプロバイダーを裁判所に召喚した。

上告理由について

SFR らは、パリ大審裁判所によって下された 2013 年 11 月 28 日判決により命じられた措置の費用を、ISP および検索エンジンプロバイダーが負担すると判断した判決に不服を述べる。

上告理由 1 ~20 (略)

しかし、欧州議会および欧州理事会 2000 年 6 月 8 日指令 2000/31/EC (電子商取引指令) を国内法化したデジタル経済における信用性のための 2004 年 6 月 21 日 法第 2004-575 号 (LCEN) は、技術的媒介者の利益のために条件付き免責のシステムを導入した。ISP は、ISP が、問題となる伝達のデマンドの発信者であるか、伝達の名宛人を選択するか、伝達の目的となるコンテンツを選択または修正するかの場合にのみ、伝達を行ったコンテンツの事実についての責任を負う。ホスティングサービス提供者は、ストックした情報が違法であることを知らず、もしくは状況から違法性が明らかである事実および状況を知らず、またはそのことを知ったときに、直ちにこれらのデータを削除またはアクセスを不可能にする措置をとった場合には、ストックした情報の事実についての責任を負わない。加えて、ISP やホスティングサービス提供者は、伝達またはストックした情報を監視する一般的な義務を何ら負担しないうえ、違法な活動を明らかにする事実や状況を探知する一般的義務も負わない。しかし、LCEN 6-I-8 条は、司法当局が、レフェレまたは申立てにより、ネット上における公衆伝達サービスのコンテンツにより生じうる損害を事前に予防または損害を停止させるためのすべての措置を、彼らに命じることを定めている。

知的財産法典 L. 336-2 条は、本件に適用される条文において、ネットにおける公衆伝達サービスのコンテンツによって生じる著作権または著作隣接権に対する侵害が存在している場合、大審裁判所は、場合によっては急速審理により、著作物および保護される目的物の権利者、権利譲受人、321-1 条に定める集中管理団体または 331-1 条に定める職業団体の請求で、著作権または著作隣接権のそのような侵害を予防または停止させるため、その治癒に貢献することができる全ての者に対して、あらゆる措置を命じることができると定める。

この法文は、2001 /19/EC 情報社会指令 8 条 3 項を国内法化したものである。本指令によれば、仲介サービスは、特に、デジタル環境において、第三者によって権利侵害にますます使用されるようになり、多くの場合、これらの媒介者は、これらの侵害を終わらせることができる最良の者である。したがって、権利者は、申請により、保護される著作者または保護される他の目的物の第三者による侵害を、回線を通じて伝達する媒介者に対する命令を申立てる可能性を有するべきである（前文 59）。申請に基づく当該命令に関する条件と方法は、構成国の国内法による（同）。

欧州司法裁判所の判例によれば、上記指令の適用により構成国によって定められる規定は、国内裁判所によるその実施と同様に、LCEN によって国内法化され上記に示された技術的媒介者の責任に関する指令 2000/31 の規定に影響しない（2011 年 11 月 24 日判決 *Scarlet Extended*, C-70/10、32 項～35 項）。

しかし、上記指令 2000/31 および 2001/29 は、媒介者の原則的な免責にも拘わらず、アクセスプロバイダおよびホスティングプロバイダが、違法なコンテンツ、とりわけ著作権および著作隣接権侵害に対抗するために、これらの侵害を停止させるために媒介者が最良であるかぎり、協力する責任を有すると定めるので、これらの規定は、知的財産法典 336-2 条に基づき命じられる問題の権利の保全のために厳密に必要な措置の費用を、たとえこれらの措置が媒介者にとって重大な負担であるとしても、技術的媒介者に負担させることに反対するものではない。

このように、これら媒介者は、私的性質により権利者の利益の防御に協力するのであり、その結果、公的負担の下での平等原則も、この原則から生じ、公共安全の必要性によって正当化される傍受の領域における金銭補償の権利を電気通信事業者に認める 2000 年 12 月 28 日決定 DC2000-441 号において憲法院によって認められた基準も、適用されない。

法律上のこの理由により、弁護側により提案されかつ批判にされたものに置き換わり、命令されたブロッキングと検索結果からの削除措置の費用は、アクセスプロバイダおよび検索エンジン提供者の負担とするとして控訴院決定は、法的に正当化される。

他の上告理由について

SFRらは、判決に対して不服を述べるが、その理由は、

上告理由1～4（略）

しかし、知的財産法典 L. 336-2 に基づき、問題となった権利の保全に厳密に必要な措置しか宣言しないこと（憲法院決定 2009 年 6 月 10 日 2009-580 DC、前文 38）および、特に、ヨーロッパ人権憲章 17 条 2 項により特に保護される著作権および著作隣接権の権利者が享受する知的財産権と、アクセスプロバイダやホスティングプロバイダのような経済主体が、特に上記の憲章 16 条によって与えられた企業の自由との間の適正なバランスを確保すること（前掲 *Scarlet Extended* 事件 46 項、欧州司法裁判所判決 2014 年 3 月 27 日 C-314/12 *UPC Telekabel Wien* 事件 47 項）は、仮処分申立てを受けた裁判所に課せられる。

欧州司法裁判所判決によれば、措置の費用を関係する技術的媒介者だけの負担とする国内裁判所の仮処分命令は、目的とする結果を達成するために執る具体的な措置の決定を任せるとして、後者の企業の自由に対する権利の本質を侵害しないとすれば、これらの措置が負担不可能な犠牲を払うことをその者に要求した場合は別ということになるが、それを明らかにすることはその者の責任である（前掲 *UPC Telekabel Wien* 事件 50～53 項）。

控訴院は、特別な措置が、その複雑性、その額およびその期間を斟酌して、技術的媒介者の経済モデルの持続可能性を脅かすまでに不均衡であるという場合にのみ、全部または一部につき、費用を権利者に負担させる必要性を評価するのが相当である、と正当に判断した。控訴院は、具体的な方法で権利のバランスをとり、一方で、これらの侵害によってすでに脅かされている職業団体の経済的衡平性は、職業団体が負担できない追加的費用が確実に生じることによって悪化するしかなく、他方、ISP も検索エンジン提供者も、命じられた措置の実施がそれらに負担不可能な犠牲を強いることを明らかにせず、その費用負担が経済的存続を危険にさらすことも明らかにしないと判断した。したがって、控訴院は、これら媒介者による命令されたブロッキングと検索結果からの削除措置の費用負担が、本件権利を保護するために厳密に必要なであると結論を導き得た。

以上より、上告理由は理由がないとするのが相当である。

これらの理由により、 上告を棄却する。